

飯塚市地域支援事業実施要綱(平成24年飯塚市告示第377号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市地域支援事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後				改正前			
別表(第4条、第8条関係) (3) 「食」の自立支援事業(配食サービス)				別表(第4条、第8条関係) (3) 「食」の自立支援事業(配食サービス)			
事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等	事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
(略)	(略)	500円/食	(略)	(略)	(略)	420円/食	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3号の規定は、この告示の施行の日以後に配達した食事の利用者負担金等に適用し、同日前に配達した食事の利用者負担金等については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前において、この告示の施行の日以後に配達する食事の利用者負担金等をあらかじめ徴収するときは、改定後の別表第3号の規定の例により、利用者負担金等を徴収することができる。